

# 金融機関と利用者との間に介在して金融取引の代理・媒介等を行う者

参考資料1

「機能」	決済	預金受入れ 資金供与	資産運用		リスク移転	
例 従属 独立	電子決済等代行業者	銀行代理業者	金融商品仲介業者	投資助言業者	保険募集人	保険仲立人
参入規制の形式	登録制	許可制	登録制	登録制	登録制	登録制
兼業制限	更新系のみ届出	承認	届出	届出	届出	—
誠実義務/ 忠実義務	誠実義務 —	— —	誠実義務 —	誠実義務 忠実義務	— —	誠実義務 —
所属金融機関の 有無	—	所属制(複数可)	所属制(複数可) ※外務員は金融商品仲 介業者に対し専属	—	所属制 (生命保険 募集人は 原則一社 専属)	—
情報提供、 禁止行為等	銀行業務との誤認防止 のための情報提供 等	複数所属の場合で手数 料が異なる場合の表示 義務 優越的地位の濫用防止 等	複数所属の場合で手 数料が異なる場合の 表示義務 特別利益の提供禁止 等	利用者からの報酬 受領  特別利益の提供 禁止 等	複数所属の場合 比較推奨販売時 の説明義務  特別利益の提供禁止 構成員契約規制 等	利用者からの手数料受 領禁止(監督指針)  自身が保険会社から受 け取る手数料等の開示 等
利用者資産受入れ 分別管理	— —	— 分別管理義務	禁止 —	禁止 —	— 分別管理義務(監督指針)	— —
利用者資産 の保護	財産的基礎 (純資産額が負の値でないこと)	財産的基礎 (純資産額500万円以上 (法人)/300万円以上(個人))	—	—	—	—
賠償資力の確保	銀行との契約締結・ 公表(銀行との賠償 責任の分担等)	所属先による損害賠償 責任の負担	所属先による損害賠償 責任の負担	営業保証金の 供託(500万円)	所属先による損害賠償 義務	保証金の供託 (2000万円～8億円) /保証委託契約 /賠償責任保険
体制整備	体制整備義務	体制整備義務	体制整備義務	体制整備義務	体制整備義務	体制整備義務
人的要件(資格等)	—	十分な知識・経験	外務員試験の合格 (監督指針)	十分な知識・経験	試験への合格 (協会ルール)	試験への合格 (監督指針)